

農地法第4・5条許可申請書添付書類等

I 申請者適格を確認する書類

申請者として適格かどうかを確認する

添付書類	留意点
法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為の写し	申請者が法人の場合に必要 次の点を確認する 1 申請者の氏名、住所、代表者 2 申請目的が定められた業務の範囲内か *定款又は寄附行為の写しには、代表者の原本証明が必要 *法人格のない団体の場合には、会則、役員名簿等が必要
申請者が権利を有することを証する書類	次の場合のみ必要 1 申請者が登記簿上の所有者と異なる場合 2 所有权以外の権原に基づいて申請する場合
施行規則10条1項各号該当を証する書面	譲受人が単独で5条許可申請する場合のみ必要

II 申請土地及び周辺の状況を確認する書類

申請土地、周辺の市街化及び営農の状況を確認する

添付書類	留意点
土地の登記事項証明書 (全部事項証明に限る)	1 申請土地の地番、地積等の確認 2 所有者の氏名、住所の確認 3 申請土地の取得年月日及び原因の確認
位置図	申請土地の位置を明示した図面(1/50,000~1/10,000程度)
見取図(住宅地図)	申請土地の周辺の市街化及び営農の状況を明示すること
法務局備付の地籍図又は字限図	申請土地及びその付近の地番、地目、土地所有者及び耕作者を明示すること

III 申請目的実現の確実性、計画面積、被害防除措置の妥当性を判断する書類

農地を転用して申請の目的に供することが確実であるかどうかを確認する

添付書類	留意点
事業計画図 (申請書記載事項の転用の目的に係る事業又は施設の概要の別紙) <u>4及び5は、申請書の「その他参考となる事項」欄に記入(必要に応じて別紙としてすることが望ましい。)</u>	1 以下について明示すること ① 建築物(平面図、立面図、配置図等) ② 進入路 ③ 用排水施設 ④ 申請土地の利用計画 2 露天資材置場の場合は、何をどこに置くのかを明示すること 3 露天駐車場の場合は、駐車区画を明示すること 4 転用面積が事業の目的からみて適正である根拠

平成28年4月
兵庫県農政環境部農政企画局農地調整室

	5 代替性の検討が必要な場合（別表参照）は、選定条件及び候補地一覧、選定結果及び当該農地の選定理由を記載すること。（4及び5について、参考となるべき書類を求めることがある。）
経費見積書	見積額が妥当であること
資金証明 (残高証明書、融資証明書等)	必要な資金を満たしていること
被害防除施設設置状況説明書	転用の目的に係る事業の実施及び施設の利用によって、付近の農業又は住民の生活環境に影響を及ぼすおそれが生ずる場合に必要
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意書	申請者以外の共有持分権者並びに用益物権を有する者（地上権、地役権等）又は使用貸借による権利者、賃借権者
同意書（特別な事情で同意書が取れない場合は、説明を行った日時・説明内容及び同意がとれない理由を記載した疎明書）	必要に応じ、以下の同意の状況を確認する。特別な事情とは、行方不明又は想定される付近の営農への支障や災害の発生のおそれとは無関係な理由等による不同意の場合をいう。
隣接農地の所有者及び耕作者	転用しようとする農地等に隣接した農地等がある場合
取水又は排水に係る水利権者、水路管理者、漁業権者等	事業の実施又は施設の利用について取水又は排水を伴う場合
農会長・区長等	転用した結果、付近の農業又は住民の生活環境等に影響を及ぼすおそれが生ずる場合
抵当権者※、仮登記権利者	転用しようとする農地の登記簿上、明らかな権利者
所有権以外の権原に基づく耕作者がないことを証する書面	1 法18条1項の規定による許可書（写し） 2 同条6項の規定による解約の申入れ等の通知書の写し
土地改良区の意見書	申請地が、土地改良区の地区内にある場合

※（財務省が抵当権者の場合は、原則抹消させる。）

IV 他法令との調整を確認する書類

事業計画に係る行政庁の免許、許可、認可等の状況を確認する

添付書類	留意点
農振農用地区域除外証明 農業用施設の用に供される土地であることの証明書 農振農用地区域除外をしないで、一時転用の申請を行う場合は、意見書	1 申請地が、農振農用地区域外である場合は、その証明 2 申請地が、農振農用地区域内である場合は、 ① 農業用施設に転用する場合は、用途区分の証明書 ② 一時転用の場合は、農振計画の達成に支障がない旨の市町長の意見書
官民境界協定書（写し）	申請地内に、市町所管の里道・水路が含まれている場合 (現況のまま存置する場合は、添付不要)
その他参考となるべき書類	他法令の状況の確認のため特に必要がある場合

V その他

添付書類	留意点
農地復元の確認書(時期を明示)	一時転用の場合のみ必要
農地復元に要する見積書及び資金証明書	

代替性の検討が必要な場合

転用目的	農地区分	第1種農地	第2種農地
一時転用 (施行令4条1項2号柱書)		代替性の検討が必要	代替性の検討が必要
第1種農地の例外的許可事由	農業用施設、農畜産物処理加工施設、販売施設 (施行令4条1項2号イ前段)	検討不要	
	地域の農業の振興に資する施設 (施行令4条1項2号イ後段及び施行規則33条各号)		検討不要 (施行令4条2項)
	・都市等との地域間交流を図るための施設 ・農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設 ・農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設 ・集落接続して設置される日常生活上必要な施設	代替性の検討が必要	
	市街地に設置することが困難又は不適当な施設 (施行令4条1項2号ロ)	検討不要	検討不要 (施行令4条2項)
	特別の立地条件を必要とする事業 (施行令4条1項2号ハ)	検討不要	検討不要
	主として甲種・第1種農地以外の隣接の土地を使用する場合で、事業目的達成上必要と認められるもの (施行令4条1項2号ニ)	検討不要	検討不要
	公益性が高いと認められる事業 (施行令4条1項2号ホ)	検討不要	検討不要 (施行令4条2項)
	地域整備法、地方公共団体の計画に従って行われる事業 (施行令4条1項2号ヘ)	検討不要	検討不要 (施行令4条2項)
	その他の転用目的	転用は認められない	代替性の検討が必要

(注) 1 甲種農地の転用における代替性の検討の要否については、第1種農地の区分を準用する。

2 農振農用地の一時転用は、代替性の検討が必要である。